

東 海 学 園 大 学 大 学 院 学 則

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

(目的)

第 1 条 東海学園大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法に準拠し、学校法人東海学園（以下「学園」という。）の建学の精神に基づき、勤儉誠実の信念と共生の教育理念をもって学問の修得とその応用・活用の基礎的能力の把握に努め、グローバル社会においてわが国の果たす役割の重要性を認識し、もって社会の発展と文化の向上に寄与する人物の育成を目的とする。

第 2 節 組 織

(修士課程)

第 2 条 本大学院に修士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

(研究科及び教育方針)

第 3 条 本大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

経営学研究科 経営学専攻（修士課程）

2 経営学研究科は、経営学諸分野の理論及び実践の教育研究を行い、豊かな学識と高度な研究能力を有する研究者及び現代社会の要請する諸課題に高度な知識を持って対処しうる高度専門職業人を養成することを目的とする。

(学生定員)

第 4 条 学生定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
経営学研究科	経営学専攻	20 人	40 人
計		20 人	40 人

第 3 節 職 員 組 織

(職員)

第 5 条 本大学院に学長、副学長及び研究科長を置く。

- (1) 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- (2) 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- (3) 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。

第6条 本大学院における授業及び研究指導を担当する教育職員は、大学院設置基準に規定する資格に該当する者をもってこれに充てる。

2 本大学院に事務局長、事務職員及びその他の職員を置く。

第4節 大学院委員会

(大学院委員会)

第7条 本大学院に大学院委員会を置く。

- 2 大学院委員会は、当該研究科の授業を担当する専任教員をもって組織する。
- 3 委員長は、研究科長がこれにあたる。
- 4 大学院委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、課程の修了に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 学生の学修評価に関する事項
 - (4) 学生の賞罰に関する事項
 - (5) 教育課程の編成に関する事項
 - (6) 教員の教育研究業績の審査等に関する事項
- 5 大学院委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 6 前項のほか、大学院委員会に関する必要な事項は、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を次の2学期に分け、それぞれセメスターとする。ただし、春学期の終了日及び秋学期の開始日については年度により変更することがある。

- (1) 春学期 4月1日から9月20日まで
- (2) 秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 学園創立記念日 11 月 7 日
 - (4) 春期休業日、夏期休業日、冬期休業日に関しては別に定める。
- 2 学長が必要と認めた場合は、前項に規定する休業日において、授業を行うことができる。
 - 3 学長は第 1 項に定めるものの他、臨時の休業日を定めることができる。

第 2 章 修業年限、入学、退学、教育課程及び履修方法等

第 1 節 修業年限及び在学期間

(修業年限・在学期間)

第 11 条 本大学院の修業年限は 2 年とし、在学期間は 4 年までとする。

第 2 節 入 学

(入学の時期)

第 12 条 入学の時期は、毎年度の始めとする。

- 2 前項の他にも学期の区分に従い、入学することができる。

(入学資格)

第 13 条 次の号の一に該当する者は、本大学院の修士課程に入学資格を有する。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者又は文部科学大臣が指定した者
- (4) 大学に 3 年以上在学し、本大学院が特に優れた成績で所定の単位を修得したと認めた者
- (5) 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認めた者

(入学出願)

第 14 条 入学を志願する者は、本大学院所定の入学願書、その他所定書類に入学検定料を添えて指定期間内に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第 15 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続・入学許可)

第 16 条 前条の選考の結果に基づいて合格の通知を受けた者で入学を希望する者は、所定の期日までに、所定の書類に学納金を添えて、入学手続きをしなければならない。

- 2 前条の入学手続きを完了した者には、入学を許可する。

(再入学・転入学)

第 17 条 本大学院を退学した者が、本大学院の同一研究科へ再入学を願い出た場合は、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 本大学院以外の大学院を修了又は退学した者が、本大学院へ転入学を願い出た場合は、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

3 前二項の規定により再入学又は転入学を許可された者が、他の大学院において履修した授業科目及びその単位の取扱並びに転入年次の決定その他必要な事項は、別に定める。

第 3 節 教育課程及び履修方法等

(授業及び研究指導)

第 18 条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 前項の教育を、多様なメディアを高度に利用して、当該教育を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(授業科目)

第 19 条 研究科の専攻において、教育上必要な授業科目を開設する。

2 授業科目の名称、分野、単位数、履修方法及び研究指導については別表第 1 に定める。

(履修手続)

第 20 条 学生は、毎学期の始めに、その学期に履修しようとする授業科目を登録し、研究科長の許可を受けなければならない。

(指導教授)

第 21 条 演習担当者をもって、当該学生の指導教授とする。

2 学生は、研究指導及び授業科目の選択等研究一般に関し指導教授の指導を受けなければならない。

(単位計算基準)

第 22 条 各授業科目の単位数は次の基準により計算する。

2 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(授業期間)

第 23 条 1 年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

(単位認定)

第 24 条 授業科目を履修しその試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 試験の方法は、筆記、口述、論文、研究報告等による。
- 3 試験の評価は、優・良・可又は不可のいずれかに評定し、優・良及び可の成績を合格とする。
- 4 前各号のほか、試験の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(履修方法の特例)

第 25 条 本大学院が教育上有益と認めるときは、休業日、夜間、その他特定の時期において授業を行なう場合がある。

(他大学院の単位互換)

第 26 条 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院の定めるところにより他大学院において修得した単位を、15 単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 26 条の 2 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他大学院（本大学院を含む。）において修得した単位を、15 単位を超えない範囲で本大学院に入学した後、本大学院において修得したものとみなすことができる。

- 2 前条及び前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて 20 単位を超えないものとする。

第 4 節 留学，休学，転学及び退学

(留学)

第 27 条 本大学院において教育上有益と認めるときは、本大学院と外国の大学院との協議により、学生が休学することなく当該外国の大学院に留学することを認めることがある。

- 2 前項における留学期間は、1 年を限度として、第 11 条に定める本大学院の修業年度に算入することができる。
- 3 留学期間中に外国の当該大学院において修得した単位については、第 26 条の規定を準用する。

(休学)

第 28 条 疾病その他止むを得ない事由により 3 ヶ月以上継続して修学できない者は、所定の書類を添えて願い出た上、休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を許可することがある。
- 4 休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。
- 5 休学期間は、第 11 条の在学年限には算入しない。

6 休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第 29 条 他の大学院に入学又は転入学を志願しようとする者は、あらかじめ届け出なければならない。

(退学)

第 30 条 退学しようとする者は、事由を詳記し、負傷又は疾病によるときは医師の診断書を添付し、届け出なければならない。

(除籍)

第 31 条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 授業料等所定の納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第 11 条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第 28 条に基づく休学期間を超えてもなお復学できない者
- (4) 1 年以上にわたり行方がわからない者

第 5 節 課程の修了及び学位

(修士課程の修了)

第 32 条 本大学院に 2 年以上在学し、別表第 1 に定める単位を 30 単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた後、修士論文の審査及び最終試験に合格した者は、学長がその課程の修了を認定する。

2 前項の規定にかかわらず、修業年限に関しては特に優れた研究業績をあげた者に限り、修士課程に 1 年以上の在学で足りるものとする場合がある。

(学位)

第 33 条 本大学院において研究科の課程を修了した者には、次の学位を与える。

経営学研究科 修士（経営学）

第 6 節 研究指導施設及び厚生施設

(研究指導施設)

第 34 条 本大学院生は、大学図書館を利用することができる。

- 2 研究科に大学院学生専用の共同研究室を設ける。
- 3 教育研究に支障を生じない場合は、大学の施設及び設備を共有することができる。

(厚生・保健施設)

第 35 条 本大学院生は、大学の保健室、学生相談室及びその他の厚生施設を利用することができる。

る。

2 前項の施設の運営等について必要な事項は、別に定める。

第7節 科目等履修生，委託生，研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第36条 本大学院の特定の授業科目について履修を希望する者があるときは、本大学院の教育に支障のない限り、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することができる。

2 科目等履修生が履修し試験に合格した授業科目については、単位を与えることができる。成績の評価方法については第24条の規定を準用する。

3 科目等履修生が履修し試験に合格した授業科目については、単位修得証明書の交付を行なうことができる。

4 履修手続、履修検定料、履修登録料、履修料等は別に定める。

(委託生)

第37条 本大学院の特定の授業科目を学修するため、他の大学院又は公共機関から学生を委託されたときは、これを許可することがある。

2 委託生の試験及び証明書の交付については前条第2項、第3項を準用する。

(研究生)

第38条 本大学院において特定の専門事項の研究を希望する者があるときは、本大学院の授業・研究に妨げのない限り、選考の上、研究生として研究を許可することがある。

(外国人留学生)

第39条 外国人で、本大学院において教育を受ける目的を持って入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関して必要な事項は別に定める。

第8節 入学検定料及び学納金

(入学検定料・学納金)

第40条 入学検定料の額並びに学納金の種類及び額は、別表第2のとおりとする。

(実習費等)

第41条 実習、演習等に要する費用は、別に納付しなければならない。

(納付金)

第42条 学納金の納付期は毎年4月及び10月の2期とし、各期に年額の2分の1相当額を納付し

なければならない。ただし、特別な事情があるときは、納付を猶予することができる。

(休学・復学)

第 43 条 休学期間中の者は、授業料の 2 分の 1 を納付しなければならない。

2 休学者が復学したときは、復学した日の属する期から、学納金を全額納付しなければならない。

(既納金の取扱)

第 44 条 入学を許可され学納金を納付した者が、入学初年度の初日の前日までに入学を辞退した場合は、本人の請求により、入学金を除き既納の納付金を返還する。

2 前項の場合を除き、既納の納付金は、一切、返還しない。

第 9 節 公開講座

(公開講座)

第 45 条 地域社会の文化の向上に資するため、公開講座その他の教育を行う。

2 公開講座に関する事項は、別に定める。

第 10 節 自己点検，評価

(自己点検・評価)

第 46 条 本大学院の教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命達成に資するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検評価を行い、その結果を公表するとともに、教育研究活動等の改善及び充実に努めるものとする。

2 前項に基づく点検及び評価の実施項目、実施体制等に関する事項は別に定める。

3 本大学院は、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣が認定する評価機関による認証評価を受けるものとする。

第 11 節 補 則

(大学学則の準用)

第 47 条 本学則にない事項については、東海学園大学の学則を準用する。

附 則

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 〈第 25 条の改正〉

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則 〈別表第 1 の改正〉

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則 〈第 7 条の改正〉

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則 〈第 3 の 2, 4, 4 の 2, 9, 10, 12, 13, 27, 31, 32, 36, 46 条及び別表第 1 の改正〉

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則 〈別表第 1 の改正〉

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則 〈別表第 1 の改正〉

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則 〈別表第 1 の改正〉

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則 〈第 1 条、第 5 条、第 7 条、第 10 条 1 項 3 号、第 11 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条、第 25 条、第 27 条、第 28 条 1 項、第 29 条、第 30 条、第 31 条、第 43 条、第 44 条、別表第 1 の改正〉

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則 〈別表第 1 の改正〉

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則 〈第 17 条、第 26 条、別表第 1 の改正〉

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則 〈第 4 条、別表第 1 の改正〉

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則 〈別表第 1 の改正〉

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則 〈第 3 条、第 3 条の 2、第 26 条、第 26 条の 2 の改正〉

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則 〈第 18 条、別表第 1 の改正〉

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則 〈別表第 1 の改正〉

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則 〈別表第 1 の改正〉

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則 〈別表第 1 の改正〉

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から改正施行する。

別表第 1

		授業科目の名称	授業を行う年次	単位数		
				必修	選択	自由
分野科目	経営学分野	経営管理特論	1・2		2	
		経営戦略特論	1・2		2	
		経営財務特論	1・2		2	
		マーケティング特論	1・2		2	
		広告コミュニケーション特論	1・2		2	
		人的資源管理特論	1・2		2	
		経営情報特論	1・2		2	
		ベンチャービジネス特論	1・2		2	
	産業・企業分野	企業金融特論	1・2		2	
		流通システム特論	1・2		2	
		医療マネジメント特論	1・2		2	
		公共マネジメント特論	1・2		2	
		地域経済特論	1・2		2	
		企業制度特論	1・2		2	
	会計学分野	財務会計特論	1・2		2	
		管理会計特論	1・2		2	
		原価計算特論	1・2		2	
		資金会計特論	1・2		2	
		会計監査特論	1・2		2	
	税法分野	租税法特論Ⅰ	1・2		2	
		租税法特論Ⅱ	1・2		2	
		租税法特論Ⅲ	1・2		2	
		租税法特論Ⅳ	1・2		2	
		租税法特論Ⅴ	1・2		2	
		租税法特論Ⅵ	1・2		2	
ケーススタディ		ケーススタディ(経営管理)	1・2		2	
		ケーススタディ(経営戦略)	1・2		2	
		ケーススタディ(マーケティング)	1・2		2	
		ケーススタディ(広告コミュニケーション)	1・2		2	
		ケーススタディ(人的資源管理)	1・2		2	
		ケーススタディ(経営情報)	1・2		2	
		ケーススタディ(ベンチャービジネス)	1・2		2	
		ケーススタディ(企業金融)	1・2		2	
		ケーススタディ(流通システム)	1・2		2	
		ケーススタディ(医療マネジメント)	1・2		2	
		ケーススタディ(公共マネジメント)	1・2		2	
		ケーススタディ(地域経済)	1・2		2	
		ケーススタディ(企業制度)	1・2		2	
		ケーススタディ(財務会計)	1・2		2	

		授業科目の名称	授業を行う 年次	単位数		
				必修	選択	自由
ケース スタ ディ		ケーススタディ(管理会計)	1・2		2	
		ケーススタディ(会計監査)	1・2		2	
		ケーススタディ(租税法)	1・2		2	
演習科目	M B A	演習Ⅰ	1		2	
		演習Ⅱ	1		2	
		演習Ⅲ	2		2	
		演習Ⅳ	2		2	
	税 理 士 会 計	財務会計演習Ⅰ	1		2	
		財務会計演習Ⅱ	1		2	
		財務会計演習Ⅲ	2		2	
		財務会計演習Ⅳ	2		2	
	税 理 士 税 法	租税法演習Ⅰ	1		2	
		租税法演習Ⅱ	1		2	
		租税法演習Ⅲ	2		2	
		租税法演習Ⅳ	2		2	

別表第2

入学検定料	30,000 円
-------	----------

学納金

科 目	1 年 次	2 年 次
入 学 金	200,000	—————
授 業 料 (年 額)	450,000	450,000
教 育 運 営 費 (年 額)	200,000	200,000
合 計	850,000	650,000

- (注) 1. 授業料及び教育運営費は、年額を年度毎に春学期分と秋学期分とに分け、半額ずつ徴収する。
2. 3年次以降は、2年次の金額とする。
3. 本学卒業者については、入学金を免除し、教育運営費を各年次半額とする。